

結婚相手紹介サービス 重要事項説明書

本書面は、「結婚相手紹介サービス概要書面」の要点を一覧できることを目的とした書面です。

当社のサービス（役務提供並びに付随する商品説明）の内容等について確認をしていただきますようお願いいたします。

「結婚相手紹介サービス概要書面」に記されている事項は以下の通りです。

1. 当社概要
2. 当社の提供するサービス
 - (1) サービスの種類
 - (2) サービスの提供内容
 - (3) サービス料等
 - (4) 支払い時期および方法
 - (6) 会員期間
3. クーリングオフ
4. 中途解約
5. 中途解約時等の返金
6. 退会時の返金
7. 退会
8. 効力の不可分性
9. 保全措置
10. 個人情報の取扱い
11. データベース運営会社との関係
12. 顧客相談窓口

上記内容をインターネット HP 上にて説明いたしました。

(署名欄・相談所)

令和 年 月 日
住所 滋賀県草津市西渋川一丁目17-20
事業者 特定非営利活動法人 キューピットクラブ
担当者 新井弘道

私は、「結婚相手紹介サービス概要書面」に記載されている、各項目についてインターネット HP 上の記載を読み、サービスの特徴、および活動中のペナルティ規定等について十分理解いたしました。

(署名欄・会員)

令和 年 月 日
住所
氏名

《ペナルティー規定》 皆さんがお約束事を守ってくだされば、下記の請求は無い事をご理解下さい。

入会時 (入会金, 登録料の支払い)

1. 登録記載事項に(学歴・婚歴・年収等)誤りがあった場合、5万円以下の罰金を支払うものとします。

※在籍期間中に、履歴(住所・職業・年収等)に変更があったにもかかわらず、当方への連絡をおこたった場合も含む。

入会～お見合い (入会から退会まで27日に当月分月会費の支払い)

1. 当方より知り得た相手情報を、第三者に漏らしたりお見合いまでに利用した場合、1万円以上の罰金を支払うものとします。(近所聞合せ・フェイスブックなどを通じて調べること等)

2. お見合いを申し込み、翌日以降2週間以内に、受諾が来ていない段階で取り消す場合、5千円の罰金を支払うものとします。

3. 申込側・受諾側に関わらず、既に成立していたお見合いを取り消した場合、1万円の罰金を支払うものとします。(お見合い日や場所が未決定の場合も含む)

・やむを得ない事情に限り、一度の延期は可能だが、二度目以降の延期は迷惑料として5千円の罰金を支払うものとします。

・お見合い当日(前日午後5:00以降)に延期を申し出る場合、2万円の罰金を支払うものとします。

4. お見合い当日、連絡無しで10分以上遅刻した場合、1万円の罰金を支払うものとします。

5. お見合い当日、お見合い場所に連絡なく現れなかった場合、2万円の罰金を支払うものとします。

お見合い～交際

1. 互いに交際希望となったにもかかわらず、一度の電話又は交際もなくお断りにした場合、1万円の罰金を支払うものとします。

2. お見合い相手に対し、当方に内緒で交際しようと持ちかけたり、退会を求めた場合、30万円の罰金を支払うものとします。

3. 交際相手よりお断りの連絡を受けていたにもかかわらず、電話連絡などの接触をした場合、1万円の罰金を支払うものとします。

4. 交際期間が、お見合い日より6か月経過した場合(本会が了承した場合はこの限りではない)、30万円の罰金を支払うものとします。

※お互いが承知の上で、婚約及び入籍などしないで同居する場合もこれに含む。

交際～婚約

1. 本人同士結婚の意志を確認しあったにもかかわらず、確認した日の次の日までに報告なき場合、30万円の罰金を支払うものとします。

2. 交際がお断りとなった後も、互いに連絡を取ったり、会ったりしていることが判明した場合、30万円の罰金を支払うものとします。

退会 注意…退会連絡は、1か月前の受付となります。

在籍中に知り又は知り得た方と、退会後にいかなる事情があろうと、交際又婚約に至った場合、30万円以下の罰金を支払うものとします。

結婚相手紹介サービス概要書面

本書面を十分にお読みください。

本書面は、特定非営利活動法人 キューピットクラブ（以下、当会といいます）が会員に対し提供するサービスの内容、会員が当会に対し支払う費用・支払時期・方法、クーリングオフ等、当会と会員との契約関係の概要を示すものです。

1. 役務提供事業者（当会）

名称：特定非営利活動法人 キューピットクラブ

住所：525-0025 滋賀県草津市西渋川一丁目17-20

電話：077-563-3939

代表者：理事長 新井弘道

2. サービス内容

当会が会員に提供するサービスは、結婚を希望する会員への結婚相手の紹介及び以下に記載するサービスです。

- ① ご縁組データベースシステムへの登録
- ② 会員のご希望を考慮し、お見合い相手選びのアドバイス
- ③ お見合いの取次ぎ
- ④ お見合い立ち合い（日時、場所によっては委託、又は立合い無しの場合も有り）
- ⑤ ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート
- ⑥ その他上記に関連する活動のサポート

3. 費用

費用	金額（税込）	支払時期・方法
入会金	0円	入会時
登録料	20,000円	日本成婚ネット（JMN）登録料、および日本仲人協会（NK）登録料、二年間有効・入会時に現金
月会費	6,000円	当月分を毎月27日に口座振替
お見合い料	5,000円	当月分をまとめて翌月27日に口座振替
成婚料	0円	婚約成立時

希望により登録できるデータベース

・日本結婚相談協会（JBA）+コネクトシップ利用

登録料 ¥20000

【入会時費用総額】 _____ 円

※各費用の内容は以下のとおりです。

- ①入会金：入会審査，各種事務手続費用。
- ②登録料：データベースシステムへの登録費用。（2年更新）
- ③月会費：お見合い取次や各種相談など会員として活動するための費用。
月途中のご入会につきましても月会費は発生します。
- ④お見合い料：お見合い設定1回に要する費用
- ⑤成婚料：婚約に至った時にお支払いいただく費用

4. サービス提供期間

当会によるサービス提供期間は、契約締結日を含めた当月から、月会費の支払いのあった当月1ヶ月間ごととなります（月謝制）。

5. クーリングオフ

- ① 会員は、入会申込書を受領した日から8日間を経過するまでは、書面により入会申込に関する契約の解除（クーリングオフ）ができます。
- ② 会員は、当会が①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し、又は当会が脅迫したことにより困惑し、そのために①に定めるクーリングオフをしなかったときは、当会が①に定めるクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から8日間を経過するまでは書面により入会に関する契約の解除（クーリングオフ）ができます。
- ③ クーリングオフの効力は、その書面を発信したときから生じます。
- ④ ②の解除があった場合において、当会は、そのクーリングオフをした会員に対して、そのクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することはできません。
- ⑤ ②の解除があった場合において、当会が既に一部のサービスを提供していたときにおいても、当会は、そのクーリングオフをした会員に対して当該サービスの対価その他の金銭の支払を請求することはできません。
- ⑥ ①又は②の解除があった場合において、当会がそのクーリングオフをした会員から金銭を受領しているときは、速やかにそのクーリングオフをした会員に対しその全額を返還します。

6. 中途解約

- ① 会員は、入会申込書を受領した日から8日間を経過した後（当会が前条①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し、又は当会が脅迫したことにより困惑し、そのために前条に定めるクーリングオフをしなかったときは、当会が前条に定めるクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から8日間を経過した後）においては、書面により将来に向かって入会に関する契約の解除（中途解約）を行うことができます。

- ② 当会は、前項の規定により入会に関する契約が解除されたときは、その解除をした会員に対し、以下の各号に定める金額を超える額の金銭の支払を請求することができません。
- ア その解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額
- ・ 提供されたサービスの対価に相当する額
 - ・ 2万円又は契約残額の20%のいずれか低い額
- イ その解除がサービス提供開始前である場合は3万円
- ③ 本条①による中途解約時においては、当会は会員に対し、未提供サービスに相当する前受金がある場合、当該相当額を返金します。ただし、日割計算は行いません。

7. 退会時の返金

会員が入会申込書第6条に定める退会事由に該当し当会を退会する場合は、当会は受領金の返金を行いません。

8. 退会

会員は、当会に入会后、任意にいつでも自由に退会することができます。

9. 効力の不可分性

入会申込書の条項に一部無効な部分があったとしても、当該条項の無効は他の条項の有効性にその影響を与えることはありません。

10. 保全措置

当会は、入会金その他の前受金について特段の保全措置を講じていません。(当会は入会時に受け取る合計金額が5万円を超えないため)

11. 個人情報の取扱

当会は、入会申込により入手した会員の個人情報につき、個人情報保護法に基づき、入会審査及び本サービスの提供の目的に限り利用します。

12. 各データベース運営会社との関係について

各データベース運営会社とは、成婚を目指すべくお見合いの組み合わせをするために当会が加盟しているものであり、経営などに関する資本の関係にはありません。

従って、この契約に関することは、すべて当会に責任が帰属します。

顧客相談窓口

TEL : 03-6233-2915 (Email: info@mcsa.or.jp)

一般社団法人結婚相談業サポート協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目18-20 ルックハイツ新宿 1105